家族会員制度について

家族会員制度は以下の規定に従うものとします。

『定款』

第8章会員

- 第33条 本会の会員は次のとおりとする
 - (2) 二 家族会員 学会誌等の送付先住所を一とし、ともに本会に加入する者

『会員に関する規則』

- 第4条 会員は次の会費(年額)を納入しなければならない。
 - 2 本会の会費は次のとおりとする。
 - (4) 家族会員 10,000円
 - 3 前項(4)の規定は、家族会員希望者より連名で申出があった時に次年度より適用し、家族会員 それぞれが納入しなければならない。
- 第6条 会員は次の特典を享受することができる。
 - 2 家族会員については、学会誌を届出住所宛に1冊送付する。但し、会員総会開催通知その他の会 員宛通信は各家族会員宛に送付するものとする。

家族会員制度の適用を希望する会員の方は以下の事項に記入の上、学会事務局まで提出または送付してください。

,°						
		家族会員制度の過	適用を希望しる	ます。		
	学会誌等送付先住所 〒			年	月	日
	氏名	印	氏名			印
_	電話			話		
	Email		Er	mail		
	氏名	印	氏名			印
_	電話		THE STATE OF THE S	話		

Email

以下、事務局記入欄

Email

受付	承認	適用		
20 / /	20 / /	20 / /		